

中国の技術契約紛争案件の審理に関する新しい司法解釈

弁護士・法学博士 遠藤 誠*



目次

- I はじめに
- II 本司法解釈の主な内容
 - 1 「技術成果」の範囲の明確化
 - 2 「技術秘密」の定義の明確化
 - 3 職務技術成果と非職務技術成果の区別の明確化
 - 4 技術契約の効力に関する判断基準の明確化
 - 5 技術秘密を侵害する契約の無効が確認された場合における善意の一方当事者の保護
 - 6 技術開発契約当事者の有する技術成果に対する権利内容の明確化
 - 7 技術契約紛争案件の審級管轄の規定
 - 8 技術契約紛争案件の審理における利害関係人の保護
- III おわりに
 - 『技術契約紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』(和訳)

I はじめに

近時、日本企業と中国企業との間で、技術ライセンス契約、開発委託契約、共同研究開発契約等が締結されることが多くなっているが、中国法の規定の文言があいまいであることから、実務上の取扱いにも不明確な点が多かった。

このような状況の下、2004年12月16日、技術契約紛争案件の審理に関する最高人民法院の司法解釈(以下「本司法解釈」という。)が公布され、2005年1月1日から施行された。本司法解釈の公布の目的は、契約法、特許法及び民事訴訟法等の法律における関連規定を補充し、技術契約紛争案件の適正な審理を図ることにある。

本司法解釈は、「一般規定」、「技術開発契約」、「技術譲渡契約」、「技術コンサルティング契約及び技術サービス契約」、「技術契約紛争の審理手続に関する問題」及び「その他」の6章により構成されている(全47条)。

以下、本司法解釈の主な内容を紹介する。

II 本司法解釈の主な内容

1 「技術成果」の範囲の明確化

「技術成果」という用語は、契約法第323条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第341条(「技術秘密成果」)、第354条、第363条で使用されている。従来、契約法は、「特許」と「技術秘密」の2種類の技術成果を定めるのみで、新たに出現した知的財産権(例えば、コンピュータソフトウェア、集積回路配置図設計、植物新品種等)については明確に規定していなかった。とくに、特許を出願したものの未だ特許権を付与されていない技術については、「技術秘密」にも、「特許」にもあらず、一種の特定段階にある特殊な法律的意義を有する技術成果とされていた⁽¹⁾。本司法解釈第1条1項は、「技術成果とは、科学技術の知識、情報及び経験を利用して創出された、製品、加工技術、材料及びその改良等にかかわる技術考案をいい、特許、特許出願、技術秘密、コンピュータソフトウェア、集積回路配置図設計、植物新品種等を含む。」と規定し、6種類の技術成果を明確に規定した。

技術契約の目的としての技術成果は、一種の技術考案でなければならない。従って、例えば、商標は、技術契約の目的ではない。また、「技術成果」と「知的財産権」は似て非なる概念である。「技術成果」といえるためには、それが知的財産権を取得でき又は取得したことは要求されていない。

2 「技術秘密」の定義の明確化

「技術秘密」という用語は、契約法第325条、第341条、第342条、第343条、第347条、第348条、第351条、第352条、第353条、第354条で使用されている。本司法解釈第1条2項は、技術秘密を、「公衆に知られておらず、商業的価値を有し、かつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報」と定義した。この定義は、

* 森・濱田松本法律事務所

「技術」情報である点を除いて、中国の不正競争防止法第10条及び刑法第219条に定められている営業秘密の定義と同様の内容を示すものといえる。

3 職務技術成果と非職務技術成果の区別の明確化

個人で完成させた技術成果が「法人又はその他の組織の仕事上の任務を執行した」（契約法第326条2項）ことにあたるか否かに関し、本司法解釈第2条1項2号は、「離職後1年以内に、前所属の法人又はその他の組織の職場における職責又はそれらから与えられた任務に関連する技術開発任務を引き続き行うこと」を含むことを明確に規定した。ここにいう「離職」には、定年退職、無給休職、除名、解雇等の各種の原因により元の単位を離れる場合を含むと解されている⁽²⁾。

また、技術成果を完成させた個人が「主に法人又はその他の組織の物質的、技術的条件を利用」（契約法第326条2項）したか否かに関し、本司法解釈は、「物質的条件」の影響を弱めた。即ち、上記文言に該当する場合として、「従業員が技術成果の研究開発過程において、全部又は大部分について法人又はその他の組織の資金、設備、器材又は原材料等の物的条件を利用し、かつこれら物的条件が当該技術成果の形成に対して実質的影響を与えた場合」を例示するとともに、①物質的、技術的条件の利用について、資金の返還又は使用料の支払を約定している場合、及び②技術成果の完成後、法人又はその他の組織の物質的、技術的条件を利用して技術考案を検証、テストする場合を除くことを規定した（第4条）。

4 技術契約の効力に関する判断基準の明確化

本司法解釈は、①民事主体資格を有さない科学研究組織が締結した技術契約を、直ちに無効とはしていないこと（第7条）、②製品の生産又はサービスの提供についての審査認可又は許可を得ていない場合であっても、技術契約の効力には影響を及ぼさないこと（第8条）、③当事者の一方が詐欺手段を用いて、その既存の技術成果を研究開発目的として他人と委託開発契約を締結し、研究開発費用を徴収した場合、又は同一の研究開発テーマについて前後して2以上の委託者と別々に委託開発契約を締結し、重複して研究開発費用を徴収した場合は、契約を当然に無効とはせず、損害を受けた一方は、契約法の詐欺行為に関する規定に従い、契約の変更又は取消を請求することができること

としたこと（第9条）等にみられるように、何らかの法規定や契約に違反する点のある契約であっても、当然には無効とはしていない。

また、本司法解釈第10条は、「技術の違法独占、技術進歩の妨害」（契約法第329条）という抽象的文言に該当する6つの契約無効事由を具体的に列挙した。

5 技術秘密を侵害する契約の無効が確認された場合における善意の一方当事者の保護

本司法解釈第12条1項は、第三者の技術秘密を侵害する技術契約の無効が確認された後、当該技術秘密を「善意」で取得した一方当事者は、その取得時の範囲内において、当該技術秘密を継続して使用することができると規定し、一定の条件の下で、善意の第三者を保護している。但し、その場合であっても、善意の一方当事者は、権利者に対し、合理的な使用料を支払い、かつ秘密を保持する義務を負わなければならない。

なお、使用料の支払いに関して紛争が生じた場合の処理方法については、本司法解釈第13条が規定している。

6 技術開発契約当事者の有する技術成果に対する権利内容の明確化

契約法第341条本文は、委託開発又は共同開発で完成した技術秘密成果の使用権、譲渡権及び利益の配分方法を、当事者が契約で定めていないか、又は契約の定めが不明確で確定できない場合は、「当事者は均等にその使用及び譲渡の権利を有する」と規定している。

本司法解釈第20条前段は、上記の「当事者は均等にその使用及び譲渡の権利を有する」という文言には、「当事者が相手側の同意を得ずに、技術秘密を自ら使用し又は通常使用許諾の方式によって他人に技術秘密の使用を許諾し、かつこれにより得た利益を独占する権利を有すること」、即ち、自己実施と通常使用許諾の場合を含む旨を明らかにした。

7 技術契約紛争案件の審級管轄の規定

本司法解釈第43条1項及び2項は、技術契約紛争案件の審級管轄につき、中級以上の人民法院が第一審の管轄人民法院となることを原則とし、指定された基層人民法院が第一審の管轄人民法院となる場合を例外としている。

もし契約中に技術契約の内容とその他の内容が併存し、当事者が技術契約の内容とその他の内容の両方について争っている場合は、技術契約紛争案件の管轄権を有する人民法院が受理するものとされている（本司法解釈第43条3項）。

8 技術契約紛争案件の審理における利害関係人の保護

本司法解釈第44条1項は、技術契約案件の審理中に他人の技術成果を侵害する契約無効事由を発見した場合の処理の問題について規定している。即ち、一方当事者が、係争中の技術契約が第三者の技術成果を侵害していることを理由に契約の無効確認を請求した場合、又は人民法院が技術紛争案件の審理中に当該無効事由が存在する可能性を発見した場合は、法に従い関連の利害関係人に通知しなければならないが、当該利害関係人は独立請求権を有する第三者として訴訟に参加し、又は法に従い管轄権を有する人民法院に別途提訴することができることとしている。利害関係人が通知の受領後15日以内に訴訟を提起しない場合も、人民法院の案件に対する審理には影響しない（同条2項）。この規定は、利害関係人の保護と、訴訟手続の円滑な進行という2つの利益を調和しようとするものといえる。

さらに、本司法解釈第45条は、利害関係人が権利を主張した場合における、権利帰属又は権利侵害紛争と契約紛争との併合審理、移送及び訴訟停止等の訴訟手続上の問題について規定している。

III おわりに

本司法解釈の制定により、契約法等の規定及び実務上の取扱いのあいまいな点がある程度明確化されたことは歓迎すべきことである。

しかし、「技術輸出入管理条例」等にも、不明確な規定や立法上の妥当性に疑問がある規定が少なくなく、今後も引き続き、技術契約関連の法規定の改正及び司法解釈の制定が望まれるところである。また、近い将来に立法が予定されている「独占禁止法」の技術契約に対する影響にも注意しておく必要がある。

最後に、本司法解釈の日本語訳を掲げておくので、参照していただければ幸いである。なお、各条文の見出しは、参照の便宜のため、著者が付したものである。

* * * *

『技術契約紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』（和訳）

（最高人民法院審判委員会 2004年11月30日制定、2004年12月16日公布、2005年1月1日施行）

技術契約紛争案件を正確に審理するため、「中華人民共和国契約法」、「中華人民共和国特許法」、及び「中華人民共和国民事訴訟法」等の法律の関連規定に基づき、裁判の実務を踏まえ、ここに関連問題について以下のとおり解釈する。

一 一般規定

第1条（技術成果・技術秘密の定義）

技術成果とは、科学技術の知識、情報及び経験を利用して創出された、製品、加工技術、材料及びその改良等にかかわる技術考案をいい、特許、特許出願、技術秘密、コンピュータソフトウェア、集積回路配置図設計、植物新品種等を含む。

技術秘密とは、公衆に知られておらず、商業的価値を有し、かつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報をいう。

第2条（「法人又はその他の組織の仕事上の任務を執行する」の範囲）

契約法第326条第2項にいう「法人又はその他の組織の仕事上の任務を執行する」とは、以下の状況を含むものとする。

- (1) 法人又はその他の組織の職場における職責を遂行し、又はそれらから与えられたその他の技術開発任務を引受けること。
- (2) 離職後1年以内に、前所属の法人又はその他の組織の職場における職責又はそれらから与えられた任務に関連する技術開発任務を引き続き行うこと。但し、法律、行政法規が別途規定する場合を除く。

法人又はその他の組織とその従業員との間に従業員の在職期間中又は離職後に完成させた技術成果の権益について約定がある場合、人民法院は約定に従い確認するものとする。

第3条（「物質的、技術的条件」の範囲）

契約法第326条第2項にいう「物質的、技術的条件」は、資金、設備、器材、原材料、未公開の技術情報及び資料を含むものとする。

第4条（「主に法人又はその他の組織の物質的、技術

的条件を利用する」の範囲)

契約法第 326 条第 2 項にいう「主に法人又はその他の組織の物質的、技術的条件を利用する」とは、従業員が技術成果の研究開発過程において、全部又は大部分について法人又はその他の組織の資金、設備、器材又は原材料等の物的条件を利用し、かつこれら物的条件が当該技術成果の形成に対して実質的影響を与えた場合を含み、さらに当該技術成果の実質的内容が法人又はその他の組織の未公開の技術成果、段階的な技術成果を基礎に完成された場合を含むものとする。但し、以下の場合を除く。

- (1) 法人又はその他の組織が提供する物質的、技術的条件の利用について、資金の返還又は使用料の支払を約定している場合。
- (2) 技術成果の完成後、法人又はその他の組織の物質的、技術的条件を利用して技術考案を検証、テストする場合。

第 5 条 (技術成果が前所属の法人等の職務上の任務の執行に該当し、かつ主に現所属の法人等の物質的、技術的条件を利用した場合)

個人が完成させた技術成果が前所属の法人又はその他の組織の職務上の任務の執行に該当し、かつ主に現所属の法人又はその他の組織の物質的、技術的条件を利用した場合は、その自然人の前所属と現所属の法人又はその他の組織との間で成立した合意に基づき権益を確認するものとする。合意することができない場合は、当該技術成果の完成に対する貢献度の大きさに応じて双方が合理的に分かち合うものとする。

第 6 条 (技術成果を完成させた者の範囲)

契約法第 326 条、第 327 条にいう技術成果を完成させた「個人」は、技術成果に対し単独で又は共同で創造的貢献を行った者、即ち技術成果の発明者又は設計者を含むものとする。人民法院は、創造的貢献について認定を行う場合には、技術成果にかかわる実質的技術構造を分析しなければならない。実質的技術構造を提出し、かつこれにより技術考案を実現した者が創造的貢献を行った人物である。

資金、設備、材料、試験条件を提供し、管理を行い、図面の作成、資料の整理、文書の翻訳等に協力した人員は、技術成果を完成させた人物にあたらぬものとする。

第 7 条 (民事主体資格を有さない科学研究組織の技術契約)

民事主体資格を有さない科学研究組織が締結した技術契約が法人又はその他の組織の授権又は承認を得ている場合は、法人又はその他の組織の締結した契約とみなし、法人又はその他の組織が責任を負う。法人又はその他の組織の授権又は承認を得ていない場合には、当該科学研究組織の構成員が共同で責任を負う。但し、法人又はその他の組織が当該契約により利益を受けている場合は、その利益を受けた範囲において然るべき責任を負わなければならない。

前項にいう民事主体資格を有さない科学研究組織は、法人又はその他の組織が設立した技術の研究開発、譲渡等の活動に従事する課題チーム又は作業室等を含む。

第 8 条 (製品の生産又はサービスの提供について審査認可等を得ていない場合)

製品の生産又はサービスの提供について、関連部門の審査認可を受け又は行政許可を得なければならないが、審査認可又は許可を得ていない場合、当事者の締結した関連の技術契約の効力に影響を及ぼさない。

当事者が前項にいう審査認可又は許可の手続を行う義務について約定していない場合、又は約定が明確でない場合は、人民法院は技術を実施する一方が当該手続を行う旨の判断を下すものとする。但し、法律、行政法規が別途規定する場合を除く。

第 9 条 (詐欺による委託開発契約の締結)

当事者の一方が詐欺手段を用いて、その既存の技術成果を研究開発目的として他人と委託開発契約を締結し、研究開発費用を徴収した場合、又は同一の研究開発テーマについて前後して 2 もしくは 2 以上の委託者と別々に委託開発契約を締結し、重複して研究開発費用を徴収した場合は、損害を受けた一方は契約法第 54 条第 2 項の規定に従い契約の変更又は取消を請求することができ、人民法院はこれを支持しなければならない。

第 10 条 (「技術の違法独占、技術進歩の妨害」の範囲)

下記の状況は契約法第 329 条にいう「技術の違法独占、技術進歩の妨害」に該当するものとする。

- (1) 当事者の一方が契約の目的技術を基礎にして新しい研究開発を行うことを制限し、又はその改良した技術を使用することを制限し、又は双方の改良技術の交換条件が平等でないこと。これは、当事者の一方にその者が自ら開発した技術を無償で相手側に提供し、互惠原則に依らずに相手側に譲渡し、当該改良技術の知的財産権を無償で独占又は共有させるよう要求することを含む。

- (2) 当事者の一方がその他の出所から技術提供者と類似する技術又はそれと競争関係にある技術を取得することを制限すること。
- (3) 当事者の一方が市場の需要に基づき、合理的な方法により契約の目的技術を充分に実施することを妨害すること。これは、技術の受入者が契約の目的技術を実施して生産する製品又は提供したサービスの数量、種類、価格、販売ルート及び輸出市場を著しく不合理に制限することを含む。
- (4) 技術の受入者に技術の実施に必要な付帯条件を受け入れるよう要求すること。これは、不必要な技術、原材料、製品、設備、サービスの購入及び不必要な人員の受入等を含む。
- (5) 技術の受入者の原材料、部品、製品又は設備等の購入ルート及び出所を不合理に制限すること。
- (6) 技術の受入者が契約の目的技術の知的財産権の有効性に異議を提出することを禁止し、又は異議の提出に条件を付けること。

第 11 条 (技術契約が無効となり又は取消された場合)

技術契約が無効となり又は取消された場合において、技術開発契約の研究開発者、技術譲渡契約の譲渡人、技術コンサルティング契約及び技術サービス契約の受託者が契約の義務をすでに履行し、又は部分的に履行しており、かつ契約の無効又は取消の過失が相手側にあるときは、人民法院は当該当事者のすでに履行した部分の徴収すべき研究開発経費、技術使用料、コンサルティングサービス提供に対する報酬を、相手側に起因する契約の無効又は取消によりもたらされた損失と認定することができる。

技術契約が無効となり又は取消された場合において、契約の履行により完成した新しい技術成果又は他人の技術成果を基礎に完成した改良技術成果の権利帰属及び利益分配について当事者が新たな協議を通じて確定することができないときは、人民法院は技術成果を完成させた一方がこれを所有する旨の判決を下すことができる。

第 12 条 (第三者の技術秘密を侵害する技術契約の無効が確認された場合)

契約法第 329 条の規定により、第三者の技術秘密を侵害する技術契約の無効が確認された後、法律、行政法規が別途規定する場合を除き、当該技術秘密を善意で取得した一方当事者はその取得時の範囲内において当該技術秘密を継続して使用することができる。但し、

権利者に対し合理的な使用料を支払い、かつ秘密保持義務を負わなければならない。

当事者の双方が悪意により通謀し、又は一方が他の一方の権利侵害を知りもしくは知り得ながら、その者と契約を締結し、もしくは履行した場合は、共同権利侵害に該当するものとし、人民法院は権利侵害者が連帯して賠償責任と秘密保持義務を負う旨の判断を下すものとし、これにより技術秘密を取得した当事者は当該技術秘密を継続して使用してはならない。

第 13 条 (技術秘密の使用料の紛争処理)

前条第 1 項の規定に従い技術秘密を継続使用できる者と権利者との間に使用料の支払について紛争が生じた場合、当事者のいずれの一方も人民法院に処理を求めることができる。技術秘密を継続使用しているにもかかわらず、使用料の支払いを拒否する場合は、人民法院は権利者の請求に応じて使用者に使用の停止を命じることができる。

人民法院は、使用料を確定するにあたり、権利者が通常外部に当該技術秘密を許諾する際の使用料又は使用者が当該技術秘密を取得するために支払う使用料に基づき、当該技術秘密の研究開発コスト、成果の転化及び応用の程度並びに使用者の使用規模、経済効果等の要素を考慮して、合理的に確定することができる。

使用者が技術秘密を継続して使用するか否かにかかわらず、人民法院は、当該使用者に、権利者に対しすでに使用した期間の使用料を支払うよう命じるものとする。使用者が無効契約の譲渡人に対して支払った使用料については、譲渡人はこれを返還しなければならない。

第 14 条 (技術契約の代金等の約定がない又は不明確な場合)

技術契約の代金、報酬及び使用料について、当事者が約定していない又は約定が明確でない場合は、人民法院は以下の原則に従って処理することができる。

- (1) 技術開発契約及び技術譲渡契約については、関連の技術成果の研究開発コスト、先進性、実施転化及び応用の程度、当事者が享有する権益及び負うべき責任、並びに技術成果の経済効果等に基づき合理的に確定する。
- (2) 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約については、関連のコンサルティングサービス業務の技術含有量、質及び数量、及びすでに発生した経済効果及び予想される経済効果等に基づき合理的に確定する。

技術契約の代金、報酬、使用料に非技術代金が含まれる場合は、項目に分けて計算しなければならない。

第 15 条（技術契約の債務不履行解除）

技術契約の当事者の一方が主要な債務の履行を遅滞し、催告を経た後 30 日以内に履行せず、他の一方が契約法第 94 条第 3 号の規定に従い契約の解除を主張した場合は、人民法院はこれを支持するものとする。

当事者が催告通知において履行期間を付記し、かつ当該期間が 30 日を超える場合は、人民法院は当該履行期間を契約法第 94 条第 3 号に定める合理的な期間と認定するものとする。

第 16 条（技術成果の権利帰属が不明確な場合）

当事者が技術成果をもって企業に出資したが、権利帰属について明確に約定しておらず、出資を受けた企業が、当該技術成果が自己の所有に属する旨を主張した場合は、人民法院は原則としてこれを支持するものとする。但し、当該技術成果の価値と当該技術成果の出資額に占める割合が明らかに不合理であり、出資者の利益に損害を与える場合を除く。

当事者が技術成果の権利帰属について持分を約定している場合は、共同所有とみなし、その権利使用及び利益分配については、技術成果の共有に関する規定に従い処理する。但し、当事者に別段の約定がある場合は、その約定に従う。

当事者が技術成果の使用権について持分を約定している場合は、人民法院はこれを当該技術成果の実施により得る収益についての当事者の分配比率とみなすことができる。但し、当事者に別段の約定がある場合は、その約定に従う。

二 技術開発契約

第 17 条（「新技術、新製品、新加工技術又は新材料及びそのシステム」の範囲）

契約法第 330 条にいう「新技術、新製品、新加工技術又は新材料及びそのシステム」は、当事者が技術契約締結当時に把握していない製品、加工技術、材料及びそのシステム等の技術考案を含むが、技術上に新規性のない既存の製品のモデルチェンジ、加工技術の変更、材料の調合調整並びに技術成果に対する検証、テストング及び使用は除かれる。

第 18 条（「当事者間で産業応用価値を具備する科学技術成果の実施転化について締結した」技術転化契約の定義）

契約法第 330 条第 4 項に定める「当事者間で産業応用価値を具備する科学技術成果の実施転化について締結した」技術転化契約とは、当事者間において、産業実用価値を具備するが未だ工業化応用を実現していない段階的科学技術成果を含む科学技術成果について、当該科学技術成果の工業化応用の実現を目標に、後続試験、開発及び応用等の内容を約定した契約をいう。

第 19 条（「研究開発任務に分担して参与する」の範囲）

契約法第 335 条にいう「研究開発任務に分担して参与する」とは、当事者が約定の計画及び分担に従い、共同で又は別々に設計、加工技術、試験、試作等の業務を引受けることを含むものとする。

技術開発契約の当事者の一方が資金、設備、材料等の物的条件のみを提供し、又は補助・協力業務を引受け、他の一方が研究開発任務を行う場合、これは委託開発契約にあたる。

第 20 条（「当事者は均等にその使用及び譲渡の権利を有する」の範囲）

契約法第 341 条にいう「当事者は均等にその使用及び譲渡の権利を有する」とは、当事者が相手側の同意を得ずに、技術秘密を自ら使用し又は通常使用許諾の方式によって他人に技術秘密の使用を許諾し、かつこれにより得た利益を独占する権利を有することを含むものとする。当事者の一方が技術秘密成果の譲渡権を他人に譲渡し、又は独占もしくは排他的使用許諾の方式により他人に技術秘密の使用を許諾したが、相手側当事者の同意又は追認を得ることができない場合、当該譲渡又は許諾行為の無効を認定しなければならない。

第 21 条（技術開発契約の当事者が特許独立実施又は技術秘密使用の条件を具備していない場合の通常許諾）

技術開発契約の当事者が契約法の規定又は約定に従い自ら特許を実施し又は技術秘密を使用するところであるが、当該当事者が特許独立実施又は技術秘密使用の条件を具備していないため、通常許諾の方式により他人に実施又は使用を許諾する場合、これを認めることができる。

三 技術譲渡契約

第 22 条（技術譲渡契約の定義）

契約法第 342 条に定める「技術譲渡契約」とは、適法に技術を保有する権利者（その他他人に技術を譲渡する権利を有する者を含む）が現有の特定の特許、特

許出願、技術秘密の関連権利を他人に譲渡し、又は他人に実施、使用を許諾するために締結する契約をいう。但し、今後も研究開発を要する技術成果又は特許、特許出願もしくは技術秘密にかかわらない知識、技術、経験及び情報について締結した契約を除く。

技術譲渡契約の中の、譲渡人の譲受人に対する技術実施のための専用設備、原材料の提供又は関連の技術コンサルティング、技術サービスの提供についての約定は、技術譲渡契約の構成部分に属する。これにより生じた紛争は、技術譲渡契約に従い処理するものとする。

当事者が技術投資の方式によって共同経営契約を締結したが、技術投資者が共同経営体の経営管理に参与せず、かつ最低限度額保証条項の形式をもって共同経営体又は共同経営の相手側がその技術代金又は使用料を支払うことを約定した場合、これを技術譲渡契約とみなす。

第 23 条 (特許出願権譲渡契約の当事者が、特許出願の却下等を理由に契約を解除した場合等)

特許出願権譲渡契約の当事者が、特許出願が却下され又は撤回とみなされたことを理由に契約の解除を請求した場合において、当該事実が特許法第 10 条第 3 項の規定に従い特許出願権譲渡登記を行う前に発生したときは、人民法院は当該請求を支持するものとする。譲渡登記後に発生したときは、当該請求を支持しないものとする。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

特許出願が特許出願権譲渡契約の成立時に存在していたが、未だ公開されていない同一の発明創造の先行特許出願によって却下され、当事者が契約法第 54 条第 1 項第 2 号の規定に従い契約の変更又は取消を請求した場合、人民法院はこれを支持するものとする。

第 24 条 (特許権・特許出願権譲渡契約を締結した場合の譲渡人・第三者への影響)

特許権譲渡契約又は特許出願権譲渡契約の締結前に、譲渡人自身が発明創造をすでに実施しており、契約の効力が生じた後、譲受人が譲渡人に対し実施の停止を求めた場合、人民法院はこれを支持するものとする。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

譲渡人と譲受人が締結した特許権、特許出願権譲渡契約は、契約成立前に譲渡人と第三者が締結した関連の特許実施許諾契約又は技術秘密譲渡契約の効力に影響を及ぼさない。

第 25 条 (特許実施許諾の方式)

特許実施許諾は以下の方式を含む。

- (1) 独占的实施許諾とは、譲渡人が約定の特許実施許諾範囲内において、1 名のみの譲受人に当該特許の実施を許諾し、譲渡人が約定により当該特許を実施することができなくなることをいう。
- (2) 排他的実施許諾とは、譲渡人が約定の特許実施許諾範囲内において、1 名のみの譲渡人に当該特許の実施を許諾するが、譲渡人も約定に従い自ら当該特許を実施することができることをいう。
- (3) 通常実施許諾とは、譲渡人が約定の特許実施許諾範囲内において、第三者に当該特許の実施を許諾し、かつ自らも当該特許を実施することをいう。

当事者が特許実施許諾方式について約定していない場合、又は約定が明確でない場合は、通常実施許諾と認定する。特許実施許諾契約において譲受人が第三者に特許の実施を再許諾できる旨を約定している場合は、当該再許諾は通常実施許諾と認定する。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

技術秘密の使用許諾方式は、本条の第 1 項及び第 2 項の規定を参照して確定する。

第 26 条 (特許権の有効性を維持する義務)

特許実施許諾契約の譲渡人は契約の有効期間内において特許権の有効性を維持する義務(法に従い特許年会費を支払うこと及び積極的に他人に対し特許権無効宣告の請求を提出することを含む)を負う。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 27 条 (排他的実施許諾契約の譲渡人の自己実施と認定される場合)

排他的実施許諾契約の譲渡人が独立してその特許を実施する条件を具備しておらず、一つの通常許諾の方式により他人に特許の実施を許諾した場合は、人民法院は譲渡人が自ら特許を実施したものと認定することができる。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

第 28 条 (「特許実施又は技術秘密使用の範囲」の範囲)

契約法第 343 条にいう「特許実施又は技術秘密使用の範囲」は、特許実施又は技術秘密使用の期間、地域、方式及び技術秘密に接触できる人員等を含むものとする。

当事者が特許実施又は技術秘密使用の期間について約定しておらず、又は約定が明確でない場合、譲受人の特許の実施又は技術秘密の使用は期間的制限を受けないものとする。

第 29 条 (技術秘密譲渡契約の譲渡者による特許出願等)

契約法第 347 条に定める技術秘密譲渡契約の譲渡者が負う「秘密保持義務」は譲渡人の特許出願を制限しないものとする。但し、当事者に譲渡者が特許出願をしてはならないとの約定がある場合を除く。

当事者間において特許を出願する技術成果について締結された使用許諾契約は、特許出願の公開前においては、技術秘密譲渡契約の関連規定を適用し、発明特許申請の公開後、特許権付与前においては、特許実施許諾契約の関連規定を参照して適用し、特許権付与後においては、原契約を特許実施許諾契約とみなして、特許実施許諾契約の関連規定を適用する。

人民法院は、当事者がすでに特許を出願しているが未だ特許権を付与されていない技術について特許実施許諾契約を締結したことを理由に、契約の無効を認定しない。

四 技術コンサルティング契約及び技術サービス契約 第 30 条（「特定技術プロジェクト」の範囲）

契約法第 356 条第 1 項にいう「特定技術プロジェクト」は、科学技術と経済社会の協調発展に関するソフト面の科学研究プロジェクト、科学技術の進歩及び管理の近代化の促進、経済効果及び社会効果の向上等の科学知識及び技術手段を利用して行う調査、分析、論証、評価、予測の専門技術プロジェクトを含むものとする。

第 31 条（技術コンサルティング契約の費用負担について約定がない又は不明確な場合等）

当事者が技術コンサルティング契約の受託者の調査研究、分析論証、試験測定等に必要な費用の負担について約定していない、又は約定が明確でない場合、受託者がこれを負担する。

当事者が技術コンサルティング契約の委託者が提供する技術資料及びデータ又は受託者が提出するコンサルティング報告及び意見について秘密保持義務を約定しておらず、当事者の一方がこれらを引用、発表し、又は第三者に提供した場合、これを違約行為と認定しない。但し、相手側当事者のこれらについて有する合法権益を侵害した場合は、法に従い民事責任を負わなければならない。

第 32 条（委託者の提供した資料等の明らかな誤りを受託者が委託者に通知しない場合）

技術コンサルティング契約の受託者が委託者の提供した資料、データ等に明らかな誤り又は欠陥があるこ

とを発見していながら、合理的な期間内に委託者に通知しない場合は、受託者が委託者より提供された技術資料、データ等を承認したものとみなす。委託者が受託者の補正通知を受領した後、合理的な期間内に回答、補正しない場合、生じた損失は委託者が負担する。

第 33 条（「特定の技術問題」の範囲）

契約法第 356 条第 2 項にいう「特定の技術問題」は、専門技術知識、経験及び情報を運用して解決する必要のある、製品構造の改良、製造プロセスの改良、製品品質の向上、製品コストの削減、資源・エネルギーの節約、資源環境の保護、安全操作の実現、経済効果と社会効果の向上等に関する専門技術問題を含むものとする。

第 34 条（パブリックドメインとなっている技術を提供する場合等）

当事者の一方が技術譲渡の名目ですでにパブリックドメインとなっている技術を提供し、又は技術譲渡契約の履行過程において契約の目的技術がパブリックドメインとなっているが、技術提供者が技術指導、技術知識の伝授を行い、相手側の特定の技術問題の解決にとって約定の条件に合致する場合は、技術サービス契約に基づいて処理し、約定の技術譲渡費を技術サービス提供の報酬及び費用とみなすことができる。但し、法律、行政法規が別途規定する場合を除く。

前項の規定に従い、技術譲渡費を技術サービス提供の報酬及び費用とみなすことが明らかに不合理である場合は、人民法院は当事者の請求に応じてこれを合理的に確定することができる。

第 35 条（技術サービス契約の費用負担について約定がない又は不明確な場合）

当事者が技術サービス契約の受託者のサービス提供に必要な費用の負担について約定していない場合、又はその約定が明確でない場合は、受託者が負担する。

技術サービス契約の受託者が委託者より提供された資料、データ、見本、資料、材料、用地等の業務条件が約定に合致しないことを発見していながら、合理的な期間内に委託者に通知しない場合は、受託者が委託者より提供された業務条件を承認したものとみなす。委託者が受託者の補正通知を受領した後、合理的な期間内に回答、補正しない場合は、生じた損失は委託者が負担する。

第 36 条（「技術訓練契約」の定義）

契約法第 364 条に定める「技術訓練契約」とは、当

事者の一方が他の一方に指定の研修員に対し特定項目の専門技術訓練及び技術指導を行うことを委託するために締結する契約をいい、職業訓練、文化学習及び業種、法人又はその他の組織の計画に基づく従業員余暇教育は含まない。

第 37 条（技術訓練の業務条件の提供及び管理責任について約定がない又は不明確な場合等）

当事者が技術訓練に必要な用地、施設及び試験条件等の業務条件の提供及び管理責任について約定していない場合、又はその約定が明確でない場合は、委託者が提供及び管理について責任を負う。

技術訓練契約の委託者が派遣した研修員が約定の条件に合致せず、訓練の質に影響を与えた場合、委託者は約定に従い報酬を支払うものとする。

受託者の手配した指導員が約定の条件に合致せず、訓練の質に影響を与えた場合、又は受託者が計画又はプロジェクトに従い訓練を行わず、約定の訓練目的を実現することができなくなった場合は、その報酬を減額又は免除しなければならない。

受託者が研修員が約定の条件に合致しないことを発見しながら、又は委託者が指導員が約定の条件に合致しないことを発見しながら、合理的な期間内に相手側に通知しない場合、又は通知を受け取った一方が合理的な期間内に約定に従い再派遣しない場合は、履行義務のある当事者が然るべき民事責任を負わなければならない。

第 38 条（「技術仲介契約」の定義）

契約法第 364 条に定める「技術仲介契約」とは、当事者の一方が知識、技術、経験及び情報を利用して他の一方と第三者との技術契約の締結のために連絡、紹介を行い、契約の履行について専門サービスを提供するために締結する契約をいう。

第 39 条（仲介人の仲介活動費用及び報酬）

仲介人の仲介活動費用とは、委託者と第三者の技術契約の締結前に、仲介人がその連絡、紹介活動のために支払った通信、交通及び必要な調査研究等の費用をいう。仲介人の報酬とは、仲介人が委託者と第三者との技術契約の締結及び当該契約の履行のために提供したサービスについて獲得すべき収益をいう。

当事者が仲介人の仲介活動費用の負担について約定していない場合、又はその約定が明確でない場合は、仲介人が負担する。当事者が当該費用について委託者が負担する旨を約定しているが、具体的金額又は計算方

法を約定していない場合、委託者は仲介人が仲介活動従事において支出した必要費用を支払うものとする。

当事者が仲介人の報酬金額について約定していない場合、又はその約定が明確でない場合は、仲介人が行った労務に基づき合理的に確定し、かつ委託者が負担しなければならない。委託者と第三者の締結した技術契約に仲介条項が定められているが、仲介人の報酬の支給について約定しておらず、又は約定が明確でない場合は、支給する報酬は委託者と第三者が均等に分担しなければならない。

第 40 条（仲介人の報酬請求が認められない場合等）

仲介人が委託者と第三者との技術契約の成立に協力せず、報酬の支払いを請求した場合、人民法院はこれを支持しない。仲介人が委託者にその仲介活動の必要費の支払を請求した場合は、これを支持するものとする。但し、当事者に別段の約定がある場合を除く。

仲介人が技術契約の締結に関する重要事実を隠蔽し、又は虚偽の状況を提供し、委託者の利益を侵害した場合は、状況に応じて報酬を免除し、かつ賠償責任を負わなければならない。

第 41 条（技術契約の無効又は取消について仲介人に過失がない場合等）

委託者と第三者との間の技術契約の無効又は取消の発生について仲介人に過失がなく、かつ当該技術契約の無効又は取消が関連の仲介条項に影響せず、又は技術仲介契約が継続的に有効であり、仲介人が約定又は本解釈の関連規定に従い仲介活動の費用及び報酬の支払を請求した場合は、人民法院はこれを支持するものとする。

仲介人が徴収する仲介活動の費用及び報酬は、委託者と第三者との技術契約紛争における一方当事者の損失とみなしてはならない。

五 技術契約紛争の審理手続に関する問題

第 42 条（紛争類型等の確定）

当事者が技術契約とその他契約の内容又は異なる類型の技術契約の内容を一つの契約に締結した場合、当事者が争っている権利義務の内容に基づき、案件の性質及び紛争類型を確定するものとする。

技術契約の名称と約定の権利義務関係が一致しない場合は、約定の権利義務の内容に基づき、契約の類型及び紛争類型を確定するものとする。

技術譲渡契約において譲受人が契約の目的技術を実

施して製造した製品を譲渡人が買い取り販売すること又は買い戻すことを約定しており、譲渡人が買い取り販売又は買い戻し義務を履行せず又は完全に履行しないことのみ起因して紛争が生じ、技術問題にかかわらない場合は、買い取り販売又は買い戻し条項が定める権利義務の内容に基づき紛争類型を確定するものとする。

第 43 条（裁判管轄）

技術契約紛争案件は原則として中級以上の人民法院が管轄する。

各高級人民法院は当該管轄区の実状に基づき、かつ最高人民法院の承認を得て、若干数の基層人民法院を指定し、技術契約紛争案件の第一審を管轄させることができる。

他の司法解釈が技術契約紛争案件の管轄について別途規定している場合は、その規定に従う。

契約中に技術契約の内容とその他の契約の内容が併存し、当事者が技術契約の内容とその他の契約の内容の両方について争っている場合は、技術契約紛争案件の管轄権を有する人民法院が受理するものとする。

第 44 条（利害関係人への通知及び訴訟参加）

一方当事者が、係争中の技術契約が他人の技術成果を侵害していることを理由に契約の無効確認を請求した場合、又は人民法院が技術契約紛争審理において当該無効事由の存在可能性を発見した場合は、人民法院は法に従い関連の利害関係人に通知しなければならない。当該利害関係人は独立請求権を有する第三者として訴訟に参加し、又は法に従い管轄権を有する人民法院に別途提訴することができる。

利害関係人が通知の受領後 15 日以内に訴訟を提起しない場合も、人民法院の案件に対する審理に影響しない。

第 45 条（複数の紛争の処理）

第三者が技術契約紛争案件を受理した人民法院に対し契約の目的技術について権利帰属又は権利侵害に関する請求を提出し、訴えを受理した人民法院がこれについて管轄権を有する場合は、権利帰属又は権利侵害紛争と契約紛争とを併合して審理することができる。訴えを受理した人民法院がこれについて管轄権を有し

ない場合は、当該第三者に管轄権を有する人民法院に別途提訴するよう告知するか、又はすでに受理した権利帰属もしくは権利侵害紛争案件を管轄権を有する人民法院に移送しなければならない。権利帰属又は権利侵害紛争案件を別案件として受理した場合、契約紛争は訴訟を停止しなければならない。

特許実施許諾契約訴訟において、譲受人又は第三者が特許再審査委員会に対し特許権の無効宣告を請求した場合、人民法院は訴訟を停止しないことができる。案件審理過程において特許権の無効が宣告された場合、特許法第 47 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い処理するものとする。

六 その他

第 46 条（法令の適用順序）

集積回路配置図面設計、植物新品種の使用許諾及び譲渡等に関する契約紛争について、関連の行政法規に別段の規定がある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、契約法総則の規定を適用し、かつ契約法第 18 章及び本解釈の関連規定を参照して処理することができる。

コンピュータソフトウェアの開発、使用許諾及び譲渡等に関する契約紛争について、著作権法並びにその他の法律及び行政法規に別段の規定がある場合は、その規定に従う。規定のない場合は、契約法総則の規定を適用し、かつ契約法第 18 章及び本解釈の関連規定を参照して処理することができる。

第 47 条（施行日）

本解釈は 2005 年 1 月 1 日より施行する。

注

(1) 「法による技術契約紛争案件の審理 最高人民法院民三庭庭長蔣志培氏による技術契約司法解釈の解説」の解説一（2004 年 12 月 24 日付け『人民網』）

<http://www.people.com.cn/GB/shehui/1060/3076829.html>

(2) 「法による技術契約紛争案件の審理 最高人民法院民三庭庭長蔣志培氏による技術契約司法解釈の解説」の解説三（2004 年 12 月 24 日付け『人民網』）

<http://www.people.com.cn/GB/shehui/1060/3076829.html>

（原稿受領 2005.1.31）